

## 校則見直しの過程

専攻科については、民法の定める成年年齢の引き下げに伴い、改正法が令和4年4月1日から施行されるのを受けて、服装規定等の見直しについて継続して検討してきた。

### <令和4年度>

- 校則に関するホームルーム活動を2時間（4月と3月）確保して実施。グループワーク等を通じて生徒が主体的に意見を表明できるように工夫した。
- 学生・生徒・保護者・教員を対象に校則の見直しに関するアンケートを実施（3月中旬）した。アンケートの結果を受けて、学生会（専攻科）及び生徒会（看護科）で協議した。

### <令和5年度>

- 学生会総会（4月中旬）及び生徒総会（5月初め）で校則の見直しが議題として提出された。専攻科生のナチュラルメイクを認めること、看護科でのアルバイト原則禁止を解禁することが話し合われた。
- 学生会及び生徒会から要望書が提出され、特別活動課が受理した。
- 生徒指導課内会議で校則の見直しについて協議し、続けて諸規定検討委員会を開催した。その後、職員会議にて校則見直しの方向性について校長決裁を頂いた。
- PTA総会（5月中旬）で校則見直し内容及び過程について説明し、御意見を頂いた。
- 校則の見直しに関わるナチュラルメイク講習会（6月初め）の開催に合わせて保護者宛文書を配布した。

※現在、令和6年度に向けて校則の見直しをしている。また、今年度は富岡東高校本校が中心となり、防寒対策に学校指定セーターの導入を検討した。羽ノ浦校でも色や刺繍の図案等についてアンケートを実施した。学校指定セーターの導入は決定事項として、導入時期について調整中である。

# 1 徳島県立富岡東高等学校学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この学則は、徳島県立高等学校規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、徳島県立富岡東高等学校（以下「本校」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(設置課程、学科等)

第2条 本校の設置課程、学科及び所在地は次のとおりとする。

課程及び学科名			所在地
全日制の課程	本校	商業科	阿南市領家町走寄102番2
		普通科	
	羽ノ浦校	看護科	阿南市羽ノ浦町中庄市50番地1
定時制の課程	本校	普通科	阿南市領家町走寄102番2
専攻科	羽ノ浦校	看護科	阿南市羽ノ浦町中庄市50番地1

(修 業 年 限)

第3条 修業年限は、全日制の課程にあつては3年、定時制の課程にあつては3年以上、専攻科にあつては2年とする。

## 第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

ただし、専攻科は次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月 1日から4月 7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(7) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を生徒の教育上必要と認め、徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出た日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、委員会に届け出て、前項第3号から第6号までの休業日について、その時期及び日数を変更することができる。

3 校長は、生徒の教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、委員会に届け出て休業日に授業を行うことができる。

4 校長は、感染症の発生、非常変災その他急迫の事情があるときは、生徒の一部又は全部に対する授業を臨時に行わないことができる。

### 第3章 教 育 課 程

#### （教 育 課 程）

第7条 教育課程は、校長の定める本校の指導計画に基づいて編成し、展開するものとする。

2 前項の指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科・科目、特別活動及び総合的な探究の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。

ただし、専攻科については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める基準により教育課程を編成する。

#### （併設型中高一貫教育の教育課程）

第8条 本校全日制普通科は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規程により、徳島県立富岡東中学校との間で、一貫した教育を行うものとする。

2 教育課程を編成するときは、あらかじめ徳島県立富岡東中学校と協議するものとする。

#### （校 外 行 事）

第9条 生徒の校外行事については、すべて校長の承認を受けなければならない。校長は国内で行う修学旅行、自然体験活動、遠足、その他これらに類するものについては、委員会に届け出なければならない。

その実施地が国外の場合においては委員会の承認を受けなければならない。

### 第4章 単位の認定及び卒業

#### （単位の認定）

第10条 生徒が本校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、教科及び科目の目標から見て満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従って総合的な探究の時間において学習活動を行い、当該学年におけるその成果が、総合的な探究の時間のねらいからみて満足できると認められる場合には、校長は、当該学年の学年末において、その教科・科目及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定する。

2 校長は、生徒のうち当該学年において、修得したことを認定された単位が所定の単位数に著しく不足する者について、当該学年の科目を再履修させ、又は当該学年の総合的な探究の時間における学習活動を再度行わせることができる。

3 成績の評価及び単位の認定は、別に定めるところによる。

4 校長は、単位を修得した者から請求のあったときは、単位修得証明書を授与するものとする。  
(卒業)

第11条 卒業の認定については、別に定めるところによる。

## 第5章 生徒定員及び職員組織

(生徒定員)

第12条 本校生徒の定員は、委員会の定めるところによる。

(職員組織)

第13条 本校に、校長、教員、事務職員、その他の職員を置く。

2 前項の職員の職の設置については、委員会の定めるところによる。

(学校評議員)

第14条 本校には、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、委員会が委嘱する。

4 第3項に規定するもののほか、学校評議員についての必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(校務分掌)

第15条 職員の校務分掌は、別に定めるところによる。

## 第6章 生徒管理

(入学)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 定時制の課程において、特別の事情のある者については、前項本文の規定を適用しないことができる。

3 第1学年の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。専攻科看護科においては、本校の看護科を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

4 第3項の規程にかかわらず、徳島県立富岡東中学校の生徒については、入学の選抜を行わないものとする。なお、本校の全日制普通科以外の学科及び本校以外の高等学校等を志望し、当該学科及び高等学校等を受検する生徒については、本校全日制普通科への進学を辞退したものとして扱う。

(編 入 学)

第17条 校長は、教育上支障がないときは、第1学年の途中又は第2学年以上に生徒の入学を許可することができる。

- 1 前項の規定により、入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(誓約書)

第18条 入学（編入学及び転入学を含む。以下この条において同じ。）を許可された者は、校長の指定する期日までに、保護者等（保護者及び青年に達している生徒（独立の生計を営む者を除く。）の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）と連署した誓約書（様式第3号）、住民票の抄本その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

- 2 保護者等の元から通学できない者が前項の規定により誓約書を提出する場合は、保護者等及び身元引受人と連署しなければならない。
- 3 前項の身元引受人は、独立の生計を営む成年者で、保護者等に代わって生徒を指導できる者でなければならない。
- 4 高等学校へ入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、連帯保証人と連署した授業料等の納付に関する誓約書（様式第3号の2）を校長に提出しなければならない。
- 5 第1項の規定により誓約書を提出した者は、当該誓約書に係る次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を、校長に届け出なければならない。

- 1 保護者等

- 2 身元引受人

- 6 第4項の規定により授業料等の納付に関する誓約書を提出した者は、当該誓約書に係る次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

- 1 連帯保証人

- 7 第1項の規定により誓約書を提出した者及び第4項の規定により授業料等の納付に関する誓約書を提出した者は、保護者等若しくは身元引受人又は連帯保証人がその住所または氏名を変更したときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

(退 学)

第20条 生徒が退学しようとするときは、その事由を記して保護者等と連署の上、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとするができる。

- 2 全項の場合においてその事由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(再 入 学)

第21条 前条によって退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、原学年以下に入学を許可することができる。

(転学及び転籍)

第22条 生徒が転学又は転籍しようとする場合には、その事由を記して保護者等と連署の上、校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする事ができる。

2 転学、転籍を希望する生徒があるときは、校長は、選考の上履修した単位に応じて相当学年に転入を許可することができる。

3 転籍の時期は、第2学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(休学及び復学)

第23条 生徒は、病気その他の事由により引き続き1月以上出席しがたいときは、あらかじめその期間を定めて、保護者等と連署の上、校長に休学を願ひ出ることができる。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする事ができる。

2 休学の時期は1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、所定の手続を経て更に1年を限度として延長することができる。

3 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者等と連署の上、校長に願ひ出て、当該休学の許可の取消しを受けなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする事ができる。

4 第1項及び第3項の場合においてその事由が病気のときは、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第24条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の当該学校における履修を当該学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(出席停止)

第25条 校長は、生徒が感染症にかかったとき又はそのおそれがあるとき、その他、他の生徒に教育の妨げがあると認められるときは、当該生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(登校停止及び除籍)

第26条 生徒が、授業料を所定の期日までに納付しないときは、登校を停止することができる。

2 督促の通知を受け30日を経過しても納付しないときは、除籍することができる。ただし、特別の事情により校長の許可を受けたときは、この限りでない。

(褒賞)

第27条 校長は、教育上必要と認めた場合に、別に定める規程により生徒を褒賞する。

(懲戒)

第28条 校長は、教育上必要と認めた場合には、別に定める規程により生徒に懲戒を加える。

2 校長が行う懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停 学

(3) 退 学

## 第7章 授業料・入学料その他の費用徴収

(授業料、入学料等の費用徴収)

第29条 授業料、入学料その他の費用徴収については、徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和23年徳島県条例第13号）の定めるところによる。

(賠償)

第30条 校長は、校舎及び備品をき損又は亡失した者には、現品若しくは金銭をもって賠償させることができる。

附 則

この学則は平成29年度に一部改訂し平成30年4月1日から施行する。

徳島県立富岡東高等学校学則 新旧対照表

徳島県立富岡東高等学校学則（新）	徳島県立富岡東高等学校学則（旧）
<p>生徒指導関係規程（看護科）</p> <p>1 生徒心得</p> <p>（3） 秩序ある学校生活のために、次の場合には届け出る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 校内施設・備品を、破損・汚損・紛失等した場合</li> <li>イ 金銭や物品の紛失・拾得、あるいは盗難があった場合</li> <li>ウ 欠席・遅刻・欠課・早退・公欠・忌引き等の場合</li> <li>エ 法令に触れる行為で補導された場合</li> <li>オ 登校後外出を必要とする場合（外出許可証を発行）</li> <li>カ 放送・掲示・印刷物の作成及び配布をする場合</li> <li>キ <u>アルバイトをする場合</u></li> </ul>	<p>生徒指導関係規程（看護科）</p> <p>1 生徒心得</p> <p>（3） 秩序ある学校生活のために、次の場合には届け出る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 校内施設・備品を、破損・汚損・紛失等した場合</li> <li>イ 金銭や物品の紛失・拾得、あるいは盗難があった場合</li> <li>ウ 欠席・遅刻・欠課・早退・公欠・忌引き等の場合</li> <li>エ 法令に触れる行為で補導された場合</li> <li>オ 登校後外出を必要とする場合（外出許可証を発行）</li> <li>カ 放送・掲示・印刷物の作成及び配布をする場合</li> <li>キ <u>アルバイトをする場合（家庭の事情など必要な場合に限る）</u></li> </ul>

徳島県立富岡東高等学校学則 新旧対照表

徳島県立富岡東高等学校学則（新）	徳島県立富岡東高等学校学則（旧）
<p>学生生活指導関係規程（専攻科）</p> <p>2 服装等規程</p> <p>（5）清潔・整髪を心掛け、専攻科生としてふさわしいものとする。 <u>（脱色・染色等はしない）</u></p>	<p>学生生活指導関係規程（専攻科）</p> <p>2 服装等規程</p> <p>（5）清潔・整髪を心掛け、専攻科生としてふさわしいものとする。 <u>（化粧・脱色・染色等はしない）</u></p>

# 学 習 関 係 規 程 (看護科)

## 1 卒業認定に関する規程

(卒業認定)

第1条 校長は本校所定の各教科・科目におよびその単位数のすべてを修得し、特別活動の成果が目標から見て満足できると認められる者について、成績会議を経て全課程の修了を認め、卒業を認定する。

2 校長は本校所定の各教科・科目におよびその単位数のすべてを履修し、その一部の単位が不認定であるが、74単位以上の修得が認められ、特別活動の成果が目標から見て満足できると認められる者について、成績会議を経て卒業を認定することができる。

(卒業証書の授与)

第2条 校長は卒業を認定した者に対して卒業証書(学則様式第2号)を授与するものとする。

## 2 単位認定に関する規程

(単位認定)

第1条 校長は次の各号に該当する者に対して、学年末の成績会議を経て、当該学年所定の単位を認定する。

- (1) 当該教科・科目の欠席時数がその年間標準時数の10分の2以下であること。
- (2) 当該教科・科目の評定が2以上であること。
- (3) 特別活動に関する欠席時数が、その年間授業時数の3分の1以下であること。

(時数の補充)

第2条 当該教科・科目の欠席時数がその年間標準時数の10分の2を超える者で、10分の3を超えないものに対しては、本人の願い出により教科担任が定める時間(原則として休業日中)に、補講又は課題等によって、その不足時数を補充することができる。

2 正当な理由があると認められる者の時数補充については、職員会議を経て校長が定める。

(追考査)

第3条 やむを得ざる理由により、定期考査を受験できなかった者については、本人の願い出により追考査を行うことができる。追考査の成績は得点の80%以下とする。ただし、公欠及び出席停止などの理由により受験できなかった者は、100%以下とする。なお、追考査は各学期の成績会議の前日までに完了するものとする。

2 同一学期内において定期考査のいずれかの成績を欠く者については、他方の80%以下をその考査の見込み点として与えることができる。

3 同一学期内の定期考査の全ての成績を欠くものについては、他学期の成績の80%以下を与えることができる。

(再考査)

第4条 各学期の成績が不良で単位の修得が認められないおそれのある者に対しては、本人の申し出により次の時期に再考査を行うことができる。

(1) 1学期の場合は、8月に定める日

(2) 2学期の場合は、1月に定める日

(3) 3学期の場合は、原則として成績会議の前日までの定める日とするが、事情によっては3月30日まで認めることができる。ただし、成績会議後は直接校長より単位を認定する。

2 再考査の結果、単位の認められるときはその得点の如何にかかわらず単位の認められる最低点を与えるものとする。

(評定の時期)

第5条 各教科・科目の担当者は、平素の成績を考慮して当該生徒の評定を学年末の成績会議の前日までに完了するものとする。

(再履修)

第6条 校長は次の各号のいずれかに該当する者に対し、成績会議を経て、当該学年の全教科・科目を再履修させるものとする。

(1) 当該学年の不認定科目数が3科目以上の者。ただし、卒業学年を除く。

(2) 各学年の累積不認定単位数が12単位に達する者。ただし、前号のただし書きを準用する。

(3) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1をこえる者。ただし、校長がその理由を正当と認める者は除く。

(単位の追認)

第7条 単位の不認定科目が前条の(1)・(2)に該当しない者については、本人の申し出により追認考査を行いその結果によって単位を追認することができる。

(1) 第1・第2学年の場合は、次年度の定める日。

(2) 第3学年の場合は、原則として卒業判定会議の前日までに定める日。

第8条 専攻科の進学にあたっては、専門教科・科目については「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に定められたすべての教科・科目の修得を原則とする。

### 3 成績の処理ならびに評価に関する規程

(処理の方法)

第1条 成績は、各科目ごとに観点別学習状況の評価と評定の両方について、各科目の目標に準拠した評価をする。1・2学期にあつては観点別学習状況の評価及び評点(100点法)により、学年末にあつては観点別学習状況の評価及び5段階法による評定で表示する。ただし、一覧表作成にあつては評点も併記する。

(処理の基準)

第2条 成績の処理の基準は次の各号による。

- (1) 45点に満たない得点は、欠点とし赤線で表示する。
- (2) 各教科・科目について平均点を学年末には原則として70±5点の範囲内に調整する。
- (3) 学年末における5段階評定の基準は、次のように定める。

評点	100～80	79～55	54～46	45	44～
評定	5	4	3	2	1

- (4) 観点別学習状況の評価区分は、次のとおりとする。

A	「十分に満足できる」状況と判断されるもの
B	「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
C	「努力を要する」状況と判断されるもの

## 4 出欠に関する規程

(出席簿の記録)

第1条 ホームルーム出席簿の一日の記録は原則として次の例による。

- (1) 始業から終業まで一日中不在の時・・・欠席1
- (2) 朝のホームルームに遅れた時・・・遅刻1
- (3) 第3限より登校した時・・・遅刻1、欠課2
- (4) 第4限のみを欠いた時・・・欠課1
- (5) 最終時限より下校した時・・・早退1、欠課1
- (6) 後のHRを欠いた時・・・早退1

2 授業の授業時間の2分の1以上受けなかった時は欠課とする。

(公欠)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は公欠とし、出席扱いにする。ただし、該当生徒は所定の手続きをしなければならない。

- (1) 校長の認めた校外試合、会合などに参加するとき。
- (2) 受験やそのための健康診断などを受けるとき。
- (3) 風水害その他非常事態の発生したとき。
- (4) その他、校長が必要と認めたとき。

(出席停止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は出席停止とし、出席しなければならない日数(時数)を減ずる。

- (1) 忌引（父母は5日以内、祖父母・兄弟・姉妹は3日以内、その他3親等は1日）
- (2) 停学
- (3) 感染症などの理由により校長が登校停止を命じたとき。
- (4) その他、校長が必要と認めたとき。

## 5 表彰に関する規程

第1条 生徒の学習意欲の向上と道徳心のかん養を図るために、この規定を設ける。

第2条 表彰は、学業優秀賞、功労賞及びその他とする。

第3条 学業優秀賞は、卒業学年の生徒で次の各号に該当する者に与える。

- (1) 全学年の履修科目の評定平均が、4.8以上であること。
- (2) 出席状況が良好であること。
- (3) 性行が良好であること。
- (4) 上記(1)~(3)を満たす者で、卒業生総数の5%程度の者。

第4条 功労賞その他については次のとおり定める。

(1) 功労賞は、生徒会としての活動、各部活動及びその他で特に功労のあった者に与えることができる。

2 皆勤賞及び精勤賞は、次の各号に該当する者に与える。

- (1) 皆勤賞は3か年間皆勤とし、3か年間、無欠席・無事故(遅刻・早退・欠課のない者)の者に与える。ただし、停学処分及び特別指導を受けた者は除く。
- (2) 精勤賞は3か年間精勤とし、3か年間欠席3日以内の者に与える。ただし、前号のただし書きを準用する。

なお、遅刻・早退は3回をもって1日、遅刻及び早退を伴わない欠課は6回をもって1日とよみかえる。

第5条 学業優秀賞、功労賞、皆勤賞及び精勤賞等は、卒業式当日またはその前日に賞状賞品またはそのいずれかを授与して表彰する。ただし、1か年間の皆勤及び精勤は、指導要録及び通知簿に記載する。

第6条 受賞者は、職員会議を経て校長が定める。

## 附 則

1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は平成26年4月1日から施行する。ただし、精勤賞に関する規定については、平成26年4月1日以降第1学年に入学した生徒について適用する。

3 この規程は平成26年4月7日から施行する。

4 この規程は令和4年4月1日から施行する。ただし、表彰に関する規定及び成績処理ならびに評価に関する規程については、令和4年4月1日以降第1学年に入学した生徒について適用する。

# 学 習 関 係 規 程 (専攻科看護科)

## 1 卒業認定に関する規程

(卒業の認定)

第1条 校長は所定の全課程を修了したと認める者に対して卒業を認定する。

(卒業証書の授与)

第2条 校長は卒業を認定した者に対して卒業証書(学則様式第2号)を授与するものとする。

## 2 単位認定に関する規程

(単位認定)

第3条 校長は学年末において、次の各号の条件を満たす者に対して、その科目所定の単位を認定する。

- (1) 当該科目の出席時数が、その授業時数の10分の7以上に達すること。なお、臨地実習については10分の9以上とする。なお、校長がその理由を正当と認める欠席者については、教育的配慮を行う。
- (2) 当該科目の評定が可以上であること。

(再履修)

第4条 校長は単位不認定となった科目がある者については、次年度以降において再履修させ単位を修得させることができる。

## 3 成績の処理ならびに評価に関する規程

(考 査)

第5条 考査は各講座終了後、原則として定期に実施する。

- 2 その他、教科担任は適当な時期に考査を実施することができる。

(追 考 査)

第6条 病気などやむを得ない事由により前条の考査を受けることができなかつた者については、願出により追考査を実施することができる。追考査における得点は80%以下とする。ただし、公欠及び出席停止などの理由により受験できなかつた者は、100%以下とする。

(再考査)

第7条 前2条の考査における素点が60点に満たない者に対しては、教科担任は適当な時期に再考査を実施することができる。

- (1) 再考査は、研修作業・報告書提出等に、かえることができる。
- (2) 再考査において合格した者は、その得点を60点とする。

(処理の方法)

第8条 成績は、各科目毎に100点満点で評価する。

各教科・科目について学年末には平均点75点±5点の範囲内に調整する。ただし、校外講師による科目についてはこの限りでない。

(評 定)

第9条 学業成績の評定は、優・良・可・不可とし、その区分は次のとおりとする。

優	100点～80点
良	79点～65点
可	64点～60点
不可	59点以下

## 4 出欠に関する規程

(出席簿の記録)

第10条 ホームルーム出席簿の一日の記録は原則として次の例による。

- (1) 始業から終業まで一日中不在の時・・・欠席1
- (2) 朝のホームルームに遅れた時・・・・・・・・・・遅刻1
- (3) 第3限より登校した時・・・・・・・・・・遅刻1、欠課4
- (4) 第4限のみを欠いた時・・・・・・・・・・欠課2
- (5) 第4時限より下校した時・・・・・・・・・・早退1、欠課2

2 授業の授業時間の2分の1以上受けなかった時は欠課とする。

(公 欠)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は公欠とし、出席扱いにする。ただし、該当生徒は所定の手続きをしなければならない。

- (1) 校長の認めた校外行事、会合などに参加するとき。
- (2) 受験やそのための健康診断などを受けるとき。
- (3) 風水害その他非常事態の発生したとき。
- (4) その他、校長が必要と認めたとき。

(出席停止)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は出席停止とし、出席しなければならない日数(時数)を減ずる。

- (1) 忌引(父母は5日以内、祖父母・兄弟・姉妹は3日以内、その他3親等は1日)
- (2) 停学
- (3) 感染症などの理由により校長が登校停止を命じたとき。
- (4) その他、校長が必要と認めたとき。

## 5 表彰に関する規程

第13条 学生の学習意欲の向上と道徳心のかん養を図るために、この規程を設ける。

第14条 表彰は、優等賞・看護実習賞・功労賞及びその他とする。

第15条 優等賞は、卒業学年の学生で次の各号に該当する者に与える。

- (1) 全科目の成績が平均点80点以上であり、かつ全科目の評定が原則として優または良であること。
- (2) 出席状況が良好であること。
- (3) 性行が良好であること。

第16条 看護実習賞・善行賞・功労賞及びその他については、次のとおり定める。

- (1) 看護実習賞は、卒業学年の学生で「臨地実習」の成績最優秀者に与えることができる。
- (2) 善行賞は、善行のあった者に与える。
- (3) 功労賞は、卒業学年の生徒で学生会の活動及びその他で、特に功労のあった者に与えることができる。
- (4) その他については、必要あればその都度審議し決定する。

第17条 表彰の時期は次のとおりとする。

- (1) 優等賞・看護実習賞・功労賞は、卒業式当日または前日までに与える。
- (2) 善行賞は、その都度適宜与える。

第18条 表彰される学生に対しては、賞状賞品またはこのいずれかを授与する。

第19条 受賞者は、職員会議の決議を経て校長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は平成元年から施行する。
- 2 この規程は平成8年度に一部改正し、平成9年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成13年度に一部改正し、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この規程は平成15年4月1日から施行する。ただし、卒業認定に関する規定及び単位認定に関する規定については、平成15年4月1日以降第1学年に入学した生徒に係る教育課程について適用する。
- 5 この規程は平成16年4月1日から施行する。
- 6 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 7 この規程は平成20年4月1日から施行する。
- 8 この規程は令和4年4月1日から施行する。

# 生徒指導関係規程(看護科)

## 1 生徒心得

- (1) 校訓である「自主・協同・研学」の実現をめざして努力する。
  - ア 人権を尊重し、支え合う仲間づくりをする。
  - イ 生命を尊重し、安全で健康な生活を送る。
  - ウ 明るく活力あふれる学校にするため、笑顔で挨拶・会釈をする。
  
- (2) 楽しく充実した学校生活になるように心掛ける。
  - ア 基本的生活習慣を身に付け、授業等に積極的かつ集中して取り組む。
  - イ 学習環境の美化・整頓に努め、校内施設・備品を大切にし、公共精神を高める。
  - ウ 不必要な金銭や物品は持ってこない。貴重品等は各自が責任をもって保管する。
  - エ 生徒会活動等に積極的に参加・協力し、学友との連帯感を深める。
  - オ 地域社会の一員であることを自覚し、高校生として良識ある言動に努める。
  
- (3) 秩序ある学校生活のために、次の場合には届け出る。
  - ア 校内施設・備品を、破損・汚損・紛失等した場合
  - イ 金銭や物品の紛失・拾得、あるいは盗難があった場合
  - ウ 欠席・遅刻・欠課・早退・公欠・忌引き等の場合
  - エ 法令に触れる行為で補導された場合
  - オ 登校後外出を必要とする場合（外出許可証を発行）
  - カ 放送・掲示・印刷物の作成及び配布をする場合
  - キ アルバイトをする場合

## 2 交通関係規定

- (1) 交通法規・交通マナーや社会生活上のルールを守り、交通安全に努めるとともに、他人に迷惑をかけない。
- (2) 通学用自転車には、学校所定のステッカーを貼り、車体点検及び整備に努める。
- (3) 普通自動車・自動二輪車による通学は禁止する。原動機付き自転車による通学も原則として禁止するが、次の場合には指定した場所までの通学を、審議の上許可する場合もある。
  - ア 最寄りの駅や停留所までの距離が5 km（学校まで10 km）以上あり、他の交通機関使用が極めて不便で、保護者の願い出がある場合。
  - イ 部活動、その他の事情により継続して下校が遅くなり、保護者や担当教職員の願い出がある場合。  
※交通事故、違反の有無や性行等も審議の対象とする。ただし、審議の対象となった諸事情に変更があった場合は許可を取り消す。
- (4) 運転免許取得については、原動機付き自転車は1学年の3学期終業式翌日以降、普通自動車は3学年の老年看護実習終了以降（11月）、その必要性を審議して許可をする。

- ア 原動機付き自転車の免許取得は、通学に必要な場合以外は禁止する。
  - イ 高校入学後に交通違反等があった場合は、以後の原付免許取得許可を原則として一年間を行わない。
  - ウ 普通自動車免許の取得許可は、学校において生徒・保証人（未成年の場合は保護者）・ホームルーム担任・関係教職員等による自動車運転免許取得事前説明会（安全教室を含む）を経て行う。
  - エ 免許取得に関しての欠席等は、普通免許における教習所等での検定試験日のみ3回までは欠席扱いとして認める。ただし、事前に欠席届を提出して必ず承認を受ける。
- (5) 原動機付き自転車による通学を許可されている場合でも、遊びに使用するなどの不要乗車は 自粛する。普通自動車については、在学中は運転しない。

## 2 服装等規定

### (1) 男子制服

- ア 本校指定の制服を用いる。
- イ ソックスは無地（黒・白・紺色）を基調とする華美でないものを用いる。
- ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。（裾を踏まない程度）
- エ スラックスにはベルト（黒又は茶色、華美でないもの）を使用する。

### (2) 女子制服

- ア 本校指定の制服を用いる。（スカートまたはスラックスを着用）
- イ スカートの長さは、膝の中央より長いスカート丈とすること。
- ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。（裾を踏まない程度）
- エ スラックスにはベルト（黒または茶色、華美でないもの）を使用する。
- オ ソックスは無地（黒・白・紺色）を基調とする華美でないものを用いる。
- カ 髪をまとめる場合は、黒・紺・茶色のゴム（布状のものを含む）とする。

### (3) 防寒具

- ア 防寒具は、無地を基調とする華美でないものを用いる。
- イ 特に寒いときにはカーディガン等（黒又は紺色）の着用を認める。ただし、制服からはみ出ないように着こなす。また、ベストの代用としてカーディガン等の着用を認めない。

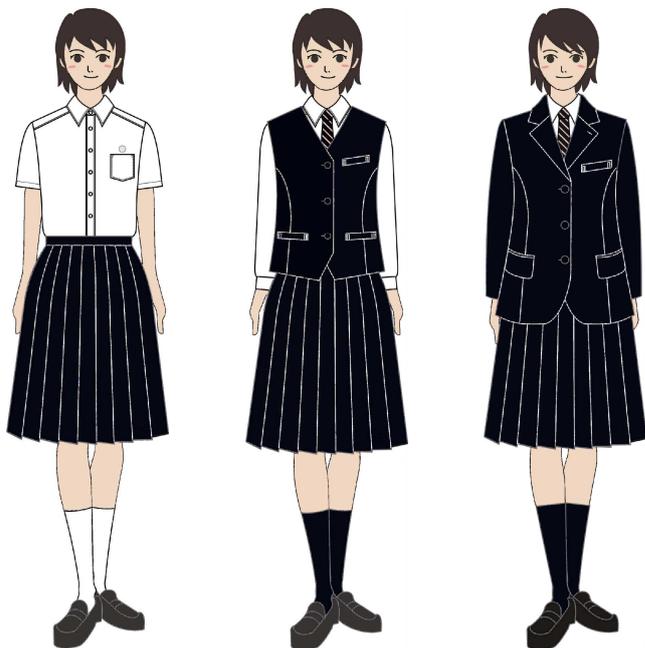
### (4) 履き物

- ア 通学靴は華美でないものを用いる。
- イ 上履きは、本校指定のものを用いる。
- ウ 体育館内では、本校指定のシューズを用いる。

### (5) その他

- ア 頭髪の脱色・染色、パーマ、化粧、ピアス、カラーコンタクト等をしない。
- イ 正当な理由で指定された服装ができない場合は、異装届を提出し許可を得る。
- ウ 季節移行期の制服着用については、気候の変動等を考慮して併用期間を設定する。

< 女子制服 > (本校指定学生服)



女子上着 (本校指定)  
※襟元のバッチ穴に校章をつける

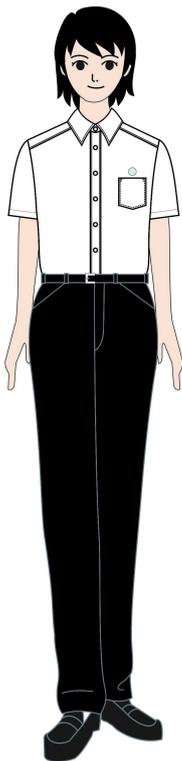


女子ベスト (本校指定)

※胸ポケットのバッチ穴に

夏季服装 (6/1~9/30)	春秋服 (5月中旬及び 9月中旬以降)	冬季服装 (10/1~5/31)
--------------------	---------------------------	---------------------

校章をつける



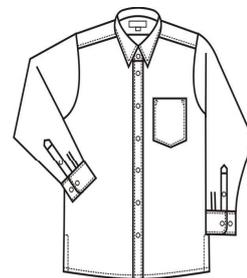
夏季服装  
(6/1~9/30)



春秋服  
(5月中旬及び  
9月中旬以降)

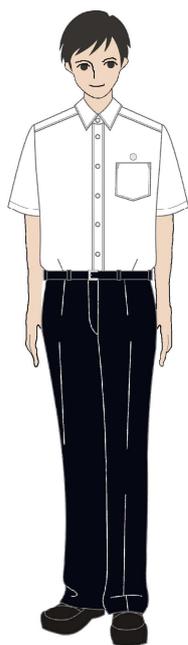


冬季服装  
(10/1~5/31)



男女カッターシャツ  
(本校指定)  
※角襟のもの  
胸ポケットの上に校  
章の刺繍入りシャツ

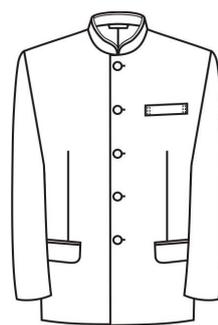
< 男子制服 > (本校指定学生服)



夏季服装  
(6/1~9/30)



冬季服装  
(10/1~5/31)



男子上着 (本校指定)  
※襟元に校章をつける  
ボタンは校章入りのもの



校章入りボタン

# 学生生活指導関係規程（専攻科看護科）

## 1 学生の品格

次の行為をした場合には、原則として特別に指導を行う。

- (1) 喫煙・飲酒  
※20歳以上の学生であっても、学校の管理下にある場合は特別指導の対象とする。学校の管理下とは授業中、学校の教育計画に基づいて行われる課外活動中、休憩時間中・登下校中等をいう。
- (2) 不謹慎な言動・態度・授業妨害
- (3) 凶器類・その他不必要で他に迷惑を及ぼす物品の持ち込み
- (4) 校舎・校具及び他人の器物等に対する故意の汚損・亡失
- (5) 立ち入りが禁止されている場所での補導
- (6) 暴力・いじめ行為
- (7) 有機溶剤の悪用及びその目的での所持、覚醒剤等薬物の使用及び所持
- (8) 刑法に触れる行為（窃盗・万引きなど）
- (9) 不正行為（定期考査における不正、レポート等における代筆及び盗用など）
- (10) 道路交通法違反
- (11) 自動二輪車及び自動車による通学  
※原付自転車の通学も原則として禁止するが、交通機関使用がきわめて不便な場合は審議の上、許可する場合もある。
- (12) その他学校の品位を著しく損ねた場合

## 2 服装等規程

- (1) 本校指定の学生服を着用する。  
ジャケット（男女、グレー）  
スカート（女子、グレー、Aラインスカート）  
ただし、スカートの長さは膝の中央より長い丈とする  
スラックス（男女、グレー）  
ただし、着用の際には黒や茶色などの華美でないベルトを使用する  
シャツ又はブラウス（男女、白色のみ）
- (2) 着用期間 ※季節の変わり目には別に移行期間を設定する。  
冬服（4月～5月、10月～3月）  
ジャケット、スカート又はスラックス、白いシャツ又はブラウス  
夏服（6月～9月）  
スカート（女子）又はスラックス  
白いシャツ又はブラウス  
（袖のあるものを着用し、裾をスカート又スラックスに入れる）
- (3) 防寒具等について、特に寒いときにはカーディガン等の着用を認めるが、制服から見えないように着こなす。ただし、色は黒及び紺とし華美でないものを用いる。

(4) 通学靴は華美でないものを用いる

(5) 清潔・整髪を心掛け、専攻科生としてふさわしいものとする。

(脱色・染色等はしない)



# 生徒会会則

## 1 総 則

第1条 本会は徳島県立富岡東高等学校羽ノ浦校生徒会と称する。

第2条 本会は会員が教育目標のもとに、自主性を尊重し、個性を伸張し、明るい民主的な学校を作ることを目的とする。

第3条 本会は羽ノ浦校看護科生徒によって組織し、本校教員を顧問として、指導助言を受ける。この会の決議事項は、校長の承認を得て施行される。

## 2 会 議

第4条 本会は会務を遂行するために、次の会議を開く。

- (1) 総 会
- (2) 生徒会役員会
- (3) 選挙管理委員会

第5条 総会は会長が招集する。定例総会は年1回とし、臨時総会は生徒会役員会が招集の決議をした場合に開く。

第6条 総会は会員の過半数の出席によって成立し、議事は2分の1以上の賛成によって決定する。ただし、会則の制定、改廃は、3分の2以上の賛成を必要とする。

第7条 議長は会長があたる。副会長は会長を補佐し、会長の欠けたときにはその任にあたる。

第8条 生徒会役員は会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名で構成する。また、若干名の生徒会補佐を置くことができる。

(生徒会役員会)

第9条 生徒会役員会は、生徒会役員によって構成される。ただし、必要に応じて各ホームルーム委員長、各専門委員会代表者(委員長)、各部の部長を招集することができる。本会は生徒会役員会の4分の1以上の要求があった場合、及び会長の必要と認めた場合招集される。

決議は、過半数出席の上、2分の1以上の賛成で決定される。

第10条 生徒会役員会の権限は次のとおりとする。

- (1) 総会提出議案の作成
- (2) 部の新設及び統廃合の審議
- (3) 生徒総会の代行決議
- (4) その他必要事項

(選挙管理委員会)

第11条 選挙管理委員会は、各ホームルームから1名選出された選挙管理委員をもって構成し、選挙事務の執行について必要に応じて監察し、その結果を公表する。

(専門委員会)

第12条 本会には次の13の専門委員会をおき、ホームルームから選出された委員によって委員会を構成する。

ホームルーム運営委員会、厚生委員会、環境委員会、放送委員会、保健委員会、食育推進委員会、生活委員会、図書委員会、人権教育推進委員会、進路委員会、防災委員会、体育委員会、記録掲示委員

2 各専門委員会は委員長1名、副委員長1名をおき、会議は委員長が認めた場合召集され、議事は出席者の過半数の賛成によって決める。

3 各専門委員会は、担当教師指導助言のもと活動し各種行事をとり行う。

### 3 ホームルーム

第13条 ホームルームは学校における生徒の基礎的な生活集団として、生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行う。

第14条 ホームルームは、それぞれホームルーム生徒全員をもって構成し、下記の役員をおき担任教師の指導助言のもとに活動を行う。

委員長	1名
副委員長	2名
厚生委員	2名
環境委員	2名
放送委員	2名
保健委員	2名
食育推進委員	2名
生活委員	4名
図書委員	4名
人権委員	4名
進路委員	4名
防災委員	4名 (防災クラブ員)
体育委員	4名
記録掲示委員	2名

### 4 部

第15条 各部は部活動代表として、文化部及び体育部から各代表1名を生徒会補佐として選出する。

第16条 部の新設・統廃合は、生徒会役員会を通して総会で決定する。各部は教育的価値のあるものとする。

## 5 予算・会計

第17条 予算の編成決定は、生徒総会で承認を得なければならない。

第18条 本会会費の決算は会計が行い、総会の承認を得なければならない。

## 6 選挙

第19条 生徒会会員はすべて選挙権及び被選挙権を有し、選挙は無記名秘密投票とする。

第20条 会長、副会長及び書記は選挙により選出される。会計及び部活動代表の生徒会補佐は会長が任命する。生徒会役員の任期は各々1年とし、会長が不在の場合は、その残された任期中副会長がその任にあたる。

## 7 改正

第21条 本会会則の改正は、生徒会役員会の会員の3分の2以上の賛成で発議し、総会で全会員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

## 8 細則

第22条 本会会則を行うため詳細は、すべて細則で決める。

第23条 細則の制定及び改正は、生徒会役員会で承認され発効する。

## 附 則

この会則は平成15年4月4月1日から施行する。

この会則は令和2年度に一部改訂し、令和4年4月1日から施行する。

# 専攻科学生会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は富岡東高等学校羽ノ浦校専攻科学生会と称す。

### (本 部)

第2条 本会の本部は富岡東高等学校羽ノ浦校専攻科内に置く。

### (会 員)

第3条 本会は、徳島県立富岡東高等学校羽ノ浦校専攻科会員をもって構成する。また、会員は、毎年所定の期日内に会費を納入しなければならない。

### (目 的)

第4条 本会は、会員の自主的活動により、専攻科の発展をめざすとともに会員相互の親睦をはかり、将来社会人としてよりよき資質を養うことを目的とする。

### (会 務)

第5条 学校諸行事等、学校生活向上のための活動を行う。羽ノ浦校の高校生徒会と連絡を取りつつ、自主的活動を行う。その他本会の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第6条 本校専攻科教員を顧問として指導助言を受ける。議決事項は、校長の承認を得てこれを実施する。

## 第2章 機 関

第7条 本会に次の機関を置く。

- 1、総 会
- 2、運営委員会
- 3、選挙管理委員会

### 第1節 総 会

第8条 総会は本会の最高議決機関であって全会員をもって構成する

第9条 総会は全会員の3分の2以上の出席によって成立する。

第10条 定期総会は年1回4月に行うものとする。ただし、必要あると認めた場合、会長が臨時総会を招集することができる。また、全会員の3分の1以上が要求したとき及び運営委員会が必要と認めた場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第11条 議長は会長が推薦し、出席会員の同意を得てこれにあたる。

第12条 審議事項は、予算・決算の承認、会則の改正に関する事、年間行事計画及び活動の方針および必要のある事項とする。

第13条 議事の決定は、出席会員の過半数を要する。

第14条 総会の招集は日時、場所、議題を少なくとも5日前までに全員に公示することを原則とする。

## 第2節 運営委員会

- 第15条 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、運営委員2名をもって組織し、必要に応じてクラス室長の意見を聞く。
- 第16条 委員長は会長がこれを兼ねる。また、運営委員は会計監査委員を兼ねる。
- 第17条 運営委員会はその必要があれば随時委員長が招集する。
- 第18条 運営委員会は3分の2以上の出席で成立する。
- 第19条 議事の決定は、出席会員の過半数を要する。
- 第20条 審議事項は、本会の予算案の作成、本会議決算案の作成、会則の改正案の作成、行事の計画及び実施に関する事項、総会から委任された事項、その他必要ある事項とする。

## 第3節 選挙管理委員会

- 第21条 選挙管理委員会は各クラス2名ずつとし、その中から委員長1名を選出する。
- 第22条 本委員会は執行部改正期日より数えて15日以前に設置し、新役員就任と同時に解散される。
- 第23条 選挙に関する一切の事務を処理し、その責任を負う。
- 第24条 委員長は役員改正期日から数えて10日以前に選挙を告示し、5日以前に選挙方法、当選者決定方法を明示しなければならない。

# 第3章 役員

## 第1節 学生会

- 第25条 本会は次の役員を置く。
- |      |       |      |      |              |
|------|-------|------|------|--------------|
| 会長1名 | 副会長1名 | 書記1名 | 会計1名 | 会計監査委員<br>2名 |
|------|-------|------|------|--------------|
- 第26条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 副会長は会長を助け、会長不在あるいは事故等のあるときは代行する。
- 書記は総会及び運営委員会の記録を作成する他、本会に関する記録及び文書を保管する。
- 会計は会計事務を担当し、総会において会計報告を行う。
- 会計監査は、監査業務を通じて会計の正常かつ適切な運用をはかる。
- 第27条 役員の任期は7月から翌年の6月までとする。
- 第28条 役員の選出は次の通り定める。
- (1) 会長、副会長は会員の投票によって選出する。他の役員は会長が任命し、総会の承認を得る。
  - (2) 会員はすべて選挙権、被選挙権を有する。
  - (3) 会員は役員を罷免する権利を有し、全会員の3分の2以上の同意を得て決定される。
  - (4) 役員が解任されたときは15日以内に新執行部が成立しなければならない。

## 第2節 クラス

第29条 クラスは学校における学生の基礎的な生活集団として、生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行う。

第30条 クラスには下記の役員を置き、担任教師の指導助言のもとに活動を行う。

室長	1名
副室長	2名
会計委員	2名
生活委員	2名
進路委員	4名
厚生委員	2名
保健委員	2名
環境委員	2名
防災委員	2名
図書委員	4名
記録委員	4名

## 第4章 会 計

第31条 本会の会計は入会金と会費を以てこれにあてる。

第32条 会員は入会金および会費を納入しなければならない。ただし、入会金は専攻科入学時の4月に納入する。一旦納入した入会金、会費はいかなる理由があっても返却しない。

第33条 毎年4月1日に始まり3月31日で終わる。

第34条 本会の決算は会計がこれを行い、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

本改正会則は令和3年7月1日から施行する。

本改正会則は令和4年4月1日から施行する。